

平成 31（2019）年度の教育に関する重点施策（案）等について

1. 平成 31（2019）年度の重点施策（案）について

◆ 前・大綱に基づく重点施策 ＜継続＞

今後も行政において対策を講ずべき重要な取組であるため、引き続き重点施策として位置づけ、取組を推進していきたいと考えます。

◇ 次期・大綱に基づく重点施策 ＜新規＞

教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）の基本方針 3「持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて」を踏まえ、以下を新たに追加したいと考えます。

継続	◆ <u>いじめ・虐待の対策</u> 児童・生徒の生命や心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼす、いじめ・虐待の問題を学校・家庭・地域と連携し、対策を進めます。 ◆ <u>切れ目のない支援の充実</u> 乳幼児期から学齢期への連続性のある支援体制を整備し、子育て家庭への情報発信の強化や特別支援教育の推進を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます。 ◆ <u>子どもの居場所の充実</u> 子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる居場所の充実を図ります。地域とのふれあいを深め、子どもたちが地域の一員として参画していける環境づくり、安心して子育てできる環境の整備を進めます。
新規	◇ <u>学校施設の適正規模・適正配置</u> 児童生徒数推計など様々な視点で学校施設の適正規模・適正配置、老朽校舎などの計画的な建替えなどについて検討を進め、子どもたちにとってよりよい学校環境づくりを目指します。

2. 報告事項について

子ども条例に基づく取組については、今年度の取扱いと同様に、報告事項としていと考えます。